

# 青森県報

第四千八十二号

平成二十七年  
十二月七日  
(月曜日)

## 目 次

### 告 示

自衛官候補生の募集期間、採用試験の期日等……………	(市町村課) …… 一
生活保護法による介護機関の指定……………	(健康福祉課) …… 二
生活保護法による指定介護機関の所在地及び居宅介護事業所の所在地変更の届出……………	(同) …… 二
生活保護法による指定介護機関の所在地及び介護予防事業所の所在地変更の届出……………	(同) …… 二
生活保護法による施術者の指定……………	(同) …… 三
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定……………	(同) …… 四
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地及び居宅介護事業所の所在地変更の届出……………	(同) …… 四
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地及び介護予防事業所の所在地変更の届出……………	(同) …… 五

よる指定介護機関の所在地及び居宅介護支援事業所の所在地変更の届出……………	(同) …… 五
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術者の指定……………	(同) …… 六
難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定の辞退……………	(保健衛生課) …… 六
難病の患者に対する医療等に関する法律による医療機関の指定……………	(同) …… 七
難病の患者に対する医療等に関する法律による医師の指定……………	(同) …… 七
難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医師の主治として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名の変更の届出……………	(同) …… 七
急傾斜地崩壊危険区域の指定……………	(河川砂防課) …… 八

## 告 示

青森県告示第八百四十一号

陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の平成二十七年第四次募集期間、採用試験の期日等を次のとおり定めたので、自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百十四条及び第百十七条第一項（第百十八条の規定によりこれらの規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により告示する。

平成二十七年十二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

募集期間	平成二十七年十二月七日から平成二十八年一月二十二日まで		
試験期日	開始時刻	位 置	名 称
		試 験 場	

平成二十八年 一月三十日 (土)	受付後に 通知	青森市大字浪館字近野四五 八戸市大字市川町字桔梗野官地	陸上自衛隊青森駐屯地 陸上自衛隊八戸駐屯地
------------------------	------------	--------------------------------	--------------------------

青森県告示第八百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十七年十二月七日

青森県知事 三村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	指定年月日
有限会社マユミックス	五所川原市中央一丁目八七	五所川原中央居宅介護支援センター	五所川原市中央一丁目八七	平成二七・一〇・二九

青森県告示第八百四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年十二月七日

青森県知事 三村 申 吾

区分	名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業者	居宅介護事業所の種類	名称	所在地	変更年月日
----	----	------------	---------	------------	----	-----	-------

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
有限会社マユミックス	有限会社マユミックス	株式会社しあわせ	株式会社しあわせ	有限会社アサン・ケ	有限会社アサン・ケ	株式会社ラバナ	株式会社ラバナ	有限会社アサン・ケ	有限会社アサン・ケ
五所川原市中央一丁目八七	五所川原市三丁目六	弘前市大字早稲田三丁目一四の三	弘前市大字南大町二丁目二	青森市浜田二丁目二	三戸郡南部町大字平字虚空蔵四〇の三	八戸市石堂二丁目二四の三〇	八戸市一番町二丁目三五	青森市浜田二丁目二	三戸郡南部町大字平字虚空蔵四〇の三
"	"	訪問介護	訪問介護	"	"	"	"	居宅療養管理指導	居宅療養管理指導
五所川原中央ヘルスセンター	五所川原中央ヘルスセンター	しあわせ介護	しあわせ介護	みさわ市民薬局	みさわ市民薬局	アポテック白山台店	アポテック白山台店	サンケイ薬局石堂店	サンケイ薬局石堂店
五所川原市中央一丁目八七	五所川原市三丁目六	弘前市大字早稲田三丁目一四の三	弘前市大字南大町二丁目二	三沢市大字三沢字堀口一六四の五	三沢市大字三沢字堀口一六四の五	八戸市東白台二丁目三五の六	八戸市東白台二丁目三五の六	八戸市石堂一丁目一五の九	八戸市石堂一丁目一五の九
二七・一〇・二九	二七・一〇・二九	二七・一・二五	二七・一・二五	二七・一〇・一	二七・一〇・一	二七・九・一	二七・九・一	平成二七・一〇・一	平成二七・一〇・一

青森県告示第八百四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び介護予



平成二十七年十二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	山邊 克彦	住所	三戸郡階上町大字赤保内字柳沢一五の二五九	指定年月日	平成二〇一二年
----	-------	----	----------------------	-------	---------

青森県告示第八百四十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十七年十二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	指定年月日
有 限 会 社 マ ユ ミ ツ ク ス	五所川原市中央一丁目八七	五所川原中央居宅介護支援セン	五所川原市中央一丁目八七	平成二〇一二年

青森県告示第八百四十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年十二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分
株式会社 ラパナ	〃	株式会社 セイブ	〃	有限会社 アサン・ケ	〃	居宅介護 療養 管理 指導	〃	居宅介護 事業の種 類
八戸市石堂 二丁目二四 の三〇	八戸市一番 町二丁目三 の一五	八戸市石堂 二丁目二四 の三〇	八戸市一番 町二丁目三 の一五	青森市浜田 二丁目二の 二	三戸郡南部 町大字平字 虚空蔵四〇 の三	居宅介護 事業所	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
アポテッ ク白山台 店	クアポテッ ク柏崎店	アポテッ ク内丸店	クアポテッ ク柏崎店	八戸市石堂 一丁目一五 の九	八戸市内丸 三丁目五の 三七の一号	〃	〃	〃
八戸市東白 山台二丁目 三五の六	八戸市柏崎 三丁目七の 一七	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

る生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

変更後	変更前	区 分	
アサン ン・ケ 有限会 社	三戸郡南 部大字平 字四〇〇 の三	名 称	介 護 予 防 事 業 者
青森市浜田 二丁目二の 二	三戸郡南 部大字平 字四〇〇 の三	主たる事務 所の所在地	
介護予防 居宅療養 管理指導	介護予防 居宅療養 管理指導	類 別	介 護 予 防 事 業 者 所
店薬局石 アケ	八戸市石 堂一丁目一 五	名 称	年 月 日 更 変
の九	平成 二七・〇・ 一	所 在 地	

平成二十七年十二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

青森県告示第八百四十九号

変更後	変更前	変更後	変更前
クマ ス 有 限 会 社	しあ わ せ 株 式 会 社	弘前市大 字南大 町二丁 目二の 二	弘前市大 字南大 町二丁 目二の 二
五所川原 市中央一 丁目八 七	五所川原 市三下 り枝一 三の六	弘前市大 字早稲 田三丁 目一四 の三	弘前市大 字早稲 田三丁 目一四 の三
"	訪 問 介 護		
ンテ ーシ ョス パ ル 中 央 ヘ ル ス	しあ わ せ 介 護	弘前市大 字早稲 田三丁 目一四 の三	弘前市大 字南大 町二丁 目二の 二
五所川原 市中央一 丁目八 七	五所川原 市三下 り枝一 三の六		
二七・〇・ 元	二七・二・ 五		

青森県告示第八百五十号  
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
クマ ス 有 限 会 社	しあ わ せ 株 式 会 社	ラ パ ナ 株 式 会 社	セ ー メ デ ィ ブ 株 式 会 社	八戸市一 丁目一 番三	八戸市一 丁目一 番三	八戸市一 丁目一 番三	八戸市一 丁目一 番三	八戸市一 丁目一 番三	八戸市一 丁目一 番三
五所川原 市中央一 丁目八 七	五所川原 市三下 り枝一 三の六	八戸市石 堂二丁目 二四〇	八戸市石 堂二丁目 二四〇	八戸市一 丁目一 番三	八戸市一 丁目一 番三	八戸市一 丁目一 番三	八戸市一 丁目一 番三	八戸市一 丁目一 番三	八戸市一 丁目一 番三
"	訪 問 介 護	"	"	"	"	"	"	"	"
ンテ ーシ ョス パ ル 中 央 ヘ ル ス	しあ わ せ 介 護	ク ア ポ テ ッ 店 白 山 台	ク ア ポ テ ッ 店 内 丸	八戸市東 白二丁目 三五の六	八戸市東 白二丁目 三七の六	八戸市東 白二丁目 三七の六	八戸市東 白二丁目 三七の六	八戸市東 白二丁目 三七の六	八戸市東 白二丁目 三七の六
五所川原 市中央一 丁目八 七	五所川原 市三下 り枝一 三の六	八戸市東 白二丁目 三五の六	八戸市東 白二丁目 三七の六	八戸市東 白二丁目 三七の六	八戸市東 白二丁目 三七の六	八戸市東 白二丁目 三七の六	八戸市東 白二丁目 三七の六	八戸市東 白二丁目 三七の六	八戸市東 白二丁目 三七の六
二七・〇・ 元	二七・二・ 五	"	"	"	"	"	"	"	"

る生活保護法」という。(第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年十二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分		変更年月日
		名称	所在地	
株式会社 あわせ	株式会社 あわせ	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所	平成 二七・二・一五
弘前市大字早稲田三丁目一四の三	弘前市大字南大町二丁目二の二	居宅介護支援事業所	居宅介護支援事業所	
弘前市大字早稲田三丁目一四の三	弘前市大字早稲田三丁目一四の三	ポルト	所在地	平成 二七・二・一五
弘前市大字早稲田三丁目一四の三	弘前市大字南大町二丁目二の二	しあわせ	所在地	

青森県告示第八百五十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)以下「例による生活保護法」という。(第五十五条第一項の規定により、医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十七年十二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	住所	指定年月日
山邊 克彦	三戸郡階上町大字赤保内字柳沢一五の二五九	平成二七・一〇・二九

青森県告示第八百五十二号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第二十條の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第二十四条第三号の規定により公示する。

平成二十七年十二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	指定辞退年月日
城西調剤薬局	弘前市大字城西二丁目八の一七	平成 二七・三・三
福井整形外科リハビリテー ションクリニック	八戸市本徒士町八の三	二七・八・三
あらいこどもクリニック/ 眼科クリニック	弘前市大字城東中央四丁目二の八	二七・九・三
アイン薬局つくだ店	青森市南佃二丁目八の四	二七・一〇・三
アイン薬局弘前本町店	弘前市大字本町四八の一	"
アイン薬局八戸店	八戸市大字田向字間ノ田六四	"
アイン薬局八戸東店	八戸市大字田向字毘沙門前三の九	"
アイン薬局十和田店	十和田市西十二番町一の一五	"
アイン薬局野辺地店	上北郡野辺地町字鳴沢一八の三	"
野辺地調剤薬局	上北郡野辺地町字鳴沢九の九	"
アイン薬局東通村店	下北郡東通村大字砂子又字里一の二〇	"

青森県告示第八百五十三号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、同法第二十四条第一号の規定により公示する。

平成二十七年十二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
福井整形外科リハビリテーションクリニック	八戸市本徒士町八の三	平成二七・一〇・一
あらいこどもクリニック／眼科クリニック	弘前市大字城東中央四丁目二の八	二七・一〇・一
かなざわ調剤薬局	青森市金沢二丁目五の六	〃
みんな野薬局佃店	青森市中佃二丁目一八の二四	二七・二・一
アイン薬局つくた店	青森市南佃二丁目八の四	〃
アイン薬局弘前本町店	弘前市大字本町四八の一	〃
アイン薬局八戸店	八戸市大字田向字間ノ田六四	〃
アイン薬局八戸東店	八戸市大字田向字毘沙門前三の九	〃
アイン薬局十和田店	十和田市西十二番町一の一五	〃
アイン薬局つがる店	つがる市富范町山里一の一	〃
アイン薬局野辺地店	上北郡野辺地町字鳴沢一八の三	〃
野辺地調剤薬局	上北郡野辺地町字鳴沢九の九	〃

アイン薬局東通村店

〇六 下北郡東通村大字砂子又字里一の二

青森県告示第八百五十四号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第六条第一項の規定により、医師を次のとおり指定したので、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第二十一条第一号の規定により公表する。

平成二十七年十二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定医の区分	氏 名		主として指定難病の診断を行う医療機関	担当診療科名	指 定 年 月 日
	名	所 在 地			
医 難病指定	中村 涉	青森市浪打二丁目三の一六	中村整形外科医院	整形外科	平成二七・一〇・一六
医 難病指定	岩崎 宏貴	十和田市西十二番町一四の八	十和田市立中央病院	整形外科	二七・二・一六
医 難病指定	船水 文乃	弘前市大字本町五三	弘前大学医学部附属病院	産科婦人科	二七・二・一〇

青森県告示第八百五十五号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第十九条の規定により、次のとおり指定医から主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名を変更した旨の届出があったので、同法第二十一条第二号の規定により公表する。

平成二十七年十二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区分
定難病指 医		定難病指 医		指定医 区分
工藤 整		前田 朝平		氏 名
院機人独立 構国立行政 弘前病院法	十和田市立 中央病院	メデイカル コート八戸 西病院	院青康人独立 森福社働行政 労災機者健 病構	名 称
町一 弘前市大字富野	番十和田市西十二 町一四の八	代八戸市大字長苗 字中坪七七	町八戸市大字白銀 字南ヶ丘一	所 在 地
整形外科		内科	麻酔科	担当する 診療科名
三七・二・一			平成 二七・〇・一	変更 年月日

青森県告示第八百五十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三  
 条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第  
 三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び中南部地域県民局地域整備  
 部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年十二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

山下三号急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱十一号までを順次結んだ線及び  
 標柱一号と標柱十一号を結んだ線に囲まれた区域（市道小国山下三号線の区域を除  
 く）。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	平川市	小国山下		七二の三
二	"	"	"	六六の四
三	"	"	"	一六七の四六
四	"	"	"	一六七の四六
五	"	"	"	一六七の四六
六	"	"	"	一六七の四四
七	"	"	"	一六七の四一
八	"	"	"	一六七の四〇
九	"	"	"	六八
十	"	"	"	六八
十一	"	"	"	七一の一

(発行所・発行人)  
 青森市長島一丁目一番一号  
 青森県

(印刷所・販売人)  
 青森市第一問屋町三丁目番七七号  
 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
 定価小口一枚二付十五円四十四銭